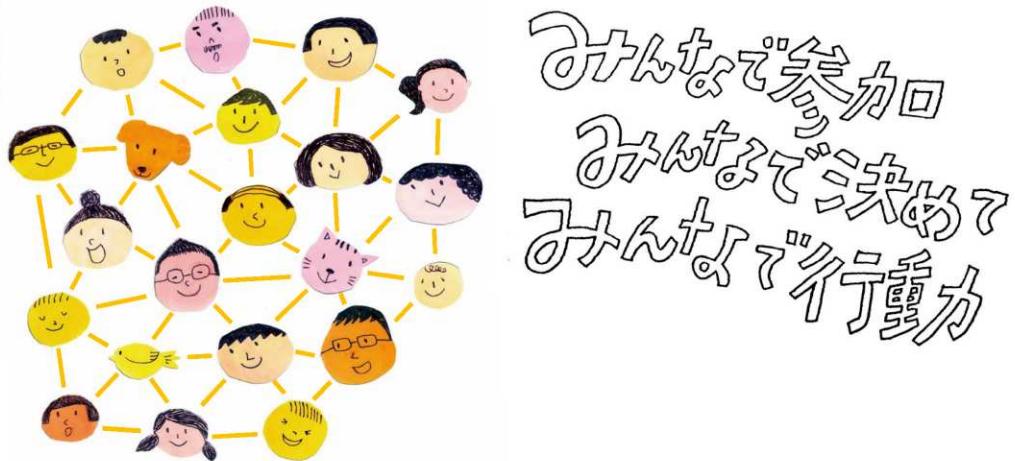


日進市市民参加及び市民自治活動条例 について

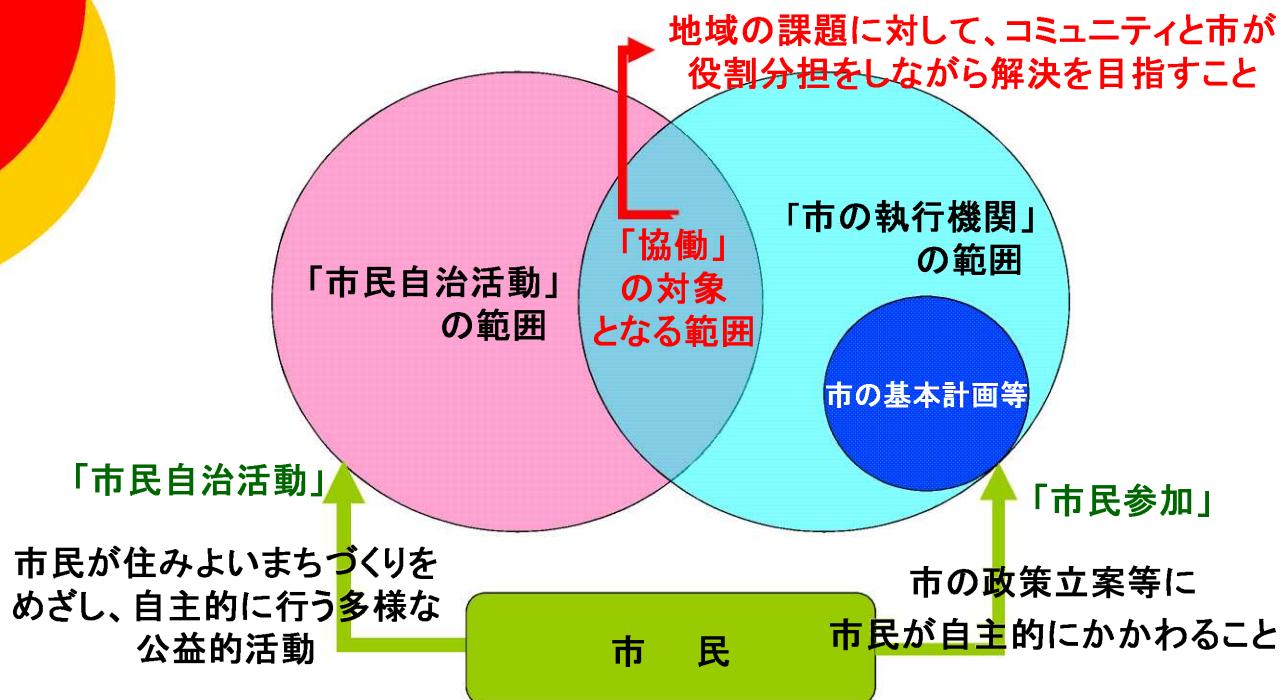


「日進市市民参加及び市民自治活動条例」とは

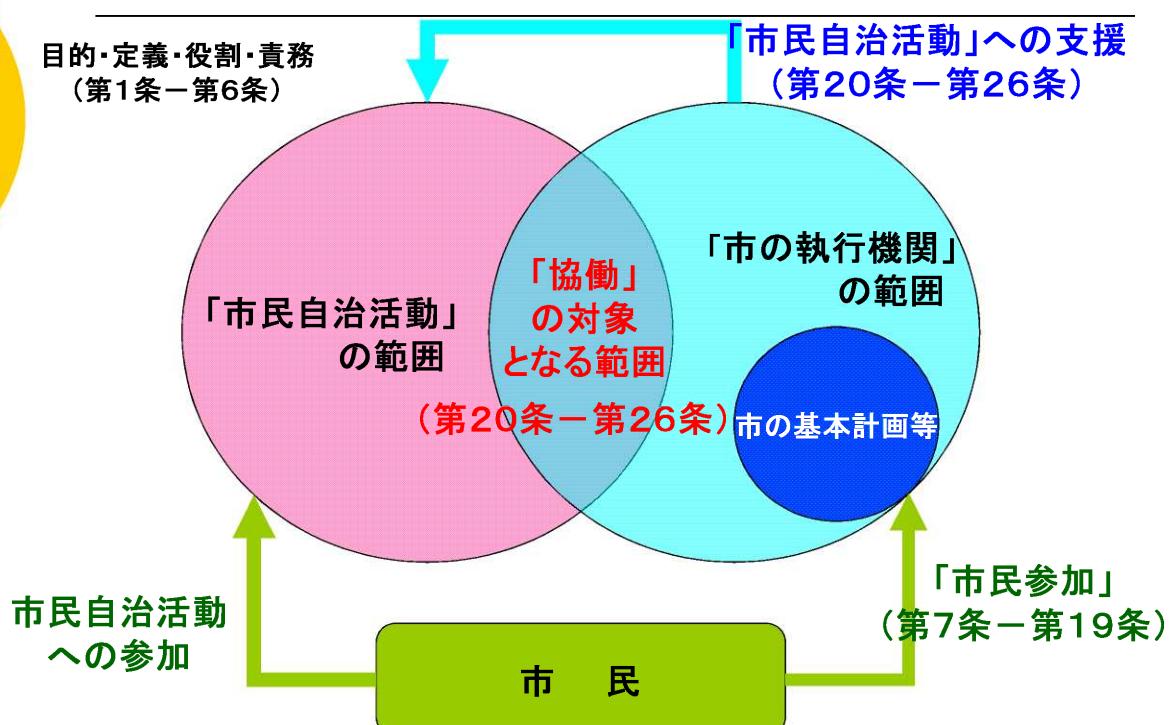
- 「日進市自治基本条例」（平成19年10月1日施行）
第15条及び第16条に基づいて定められた、
「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働」のための具体的なルールを定めた条例

- 平成24年 3月28日公布
- 平成24年10月 1日施行

市民参加・市民自治活動・協働のイメージ



「市民参加及び市民自治活動条例」イメージ図



第1章 総則（第1条—第6条）

- 条例に出てくる「ことば」の定義
- 市民・コミュニティ・市の役割と責務

市 民	コ ミ ュ ニ テ ィ	市(市の執行機関)
<ul style="list-style-type: none">○市政への積極参加○責任の範囲での発言・行動○お互いの意見や立場への配慮	<ul style="list-style-type: none">○地域課題の解決への主体的な取組○公共性や公益性の考慮	<ul style="list-style-type: none">○参加しやすい場・機会の提供○情報公開・説明責任○施策実施・環境整備○公平性・公正性の確保

第2章 市民参加（第7条—第19条）

- 市民参加を実施する対象事項や市民参加の方法、それぞれの方法の具体的なルールを規定

対象事項	方 法
<ul style="list-style-type: none">①基本計画等の策定・変更②基本条例、又は市民に義務を課す条例の制定・改廃③市民生活への影響が大きい制度の導入・改廃④公共施設等の基本計画の策定・変更 など	<ul style="list-style-type: none">①附属機関等の設置②ワークショップの開催③パブリックコメント手続の実施④意向調査の実施⑤説明会等の実施 <p>※上記から<u>2つ以上</u>実施</p>

第2章 市民参加（第7条—第19条）

- 市民参加の一例：ワークショップのようす



第3章 市民自治活動の支援及び協働 (第20条—第26条)

- コミュニティと市が守るべき原則や、市が実施する施策を規定
- コミュニティは、市に対して協働事業の提案をすることができる

5つの原則	市の施策
<ul style="list-style-type: none">①対等②相互理解③共有④役割分担⑤透明性	<ul style="list-style-type: none">①市が設置する活動拠点の管理運営②市民自治活動への助成③情報の受発信④コミュニティにおける交流の場づくり⑤コミュニティ及び市職員の人材育成等

第3章 市民自治活動の支援及び協働 (第20条—第26条)

- 市民自治活動の一例：防犯活動



第4章 自治推進委員会による協議 及び評価 (第27条)

- 市民参加や市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の協議
- 実施予定・実施状況の定期的評価





第5章 条例の見直し等 (第28条・第29条)

- 市民参加のもとに検証、条例の見直し等必要な措置を講じることを規定

